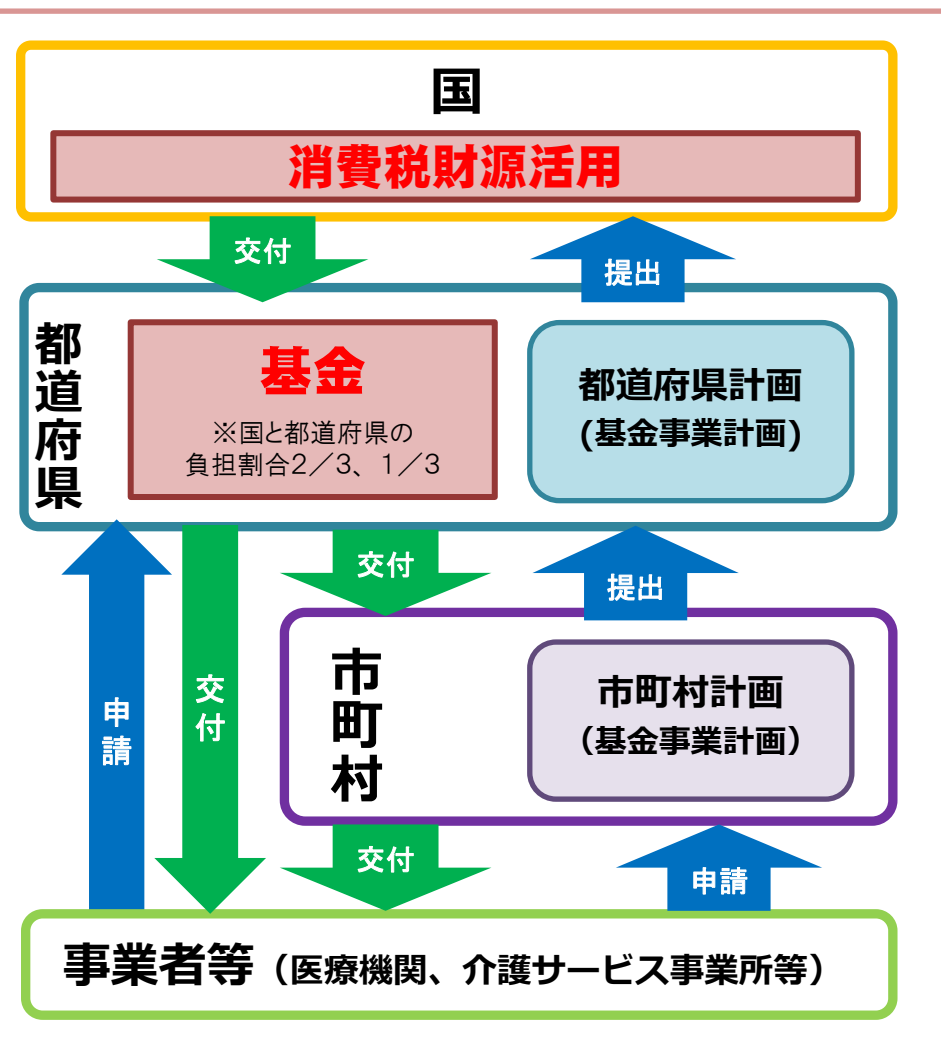


地域医療介護総合確保基金について

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

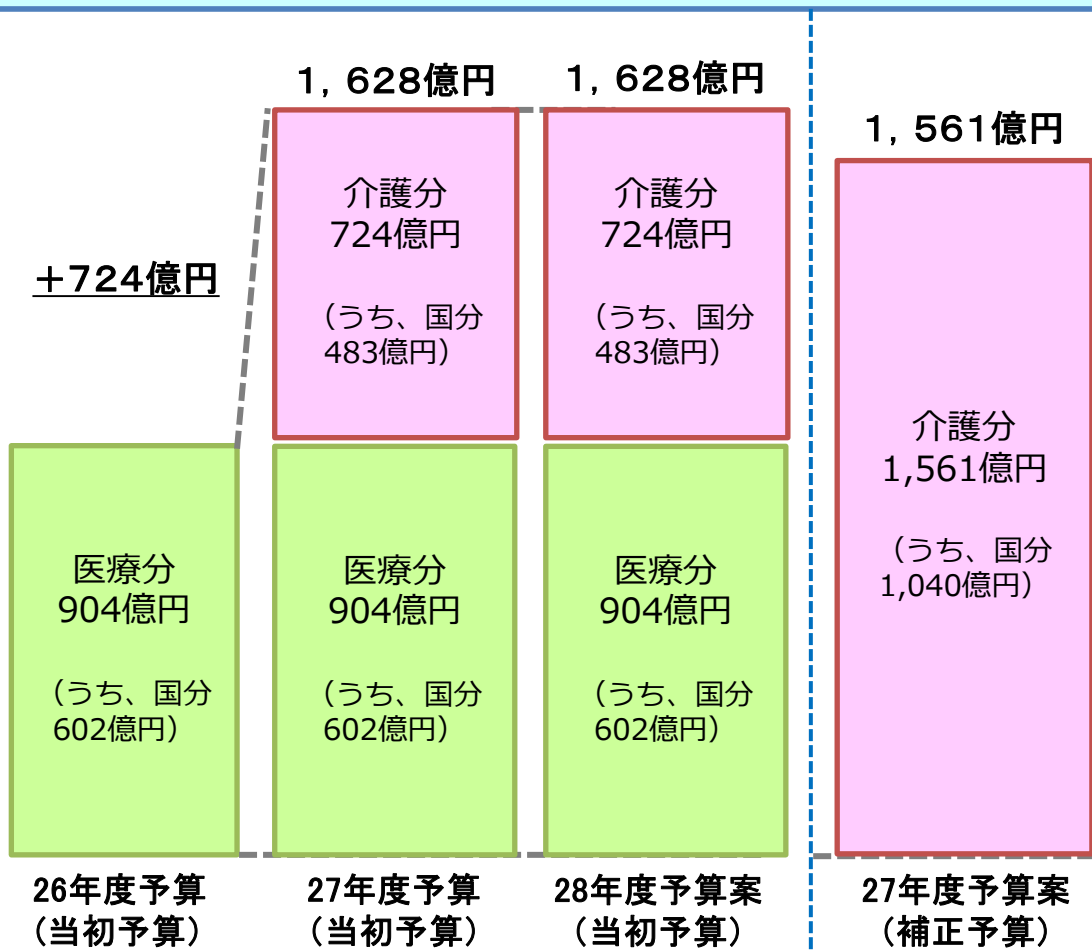
- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案は、公費ベースで1,561億円（うち、国分1,040億円）
- 地域医療介護総合確保基金の平成28年度予算案は、公費ベースで1,628億円（医療分904億円（うち、国分602億円）、介護分724億円（うち、国分483億円））

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

今後のスケジュール(案)

【平成27年度補正予算(介護分)】

- 27年12月 事業量調査の実施
- 28年 3月 目途 都道府県へ内示

【平成28年度当初予算(医療分及び介護分)】

- 28年1月～ (※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施)
- 3月～ 国による都道府県ヒアリング実施
- 予算成立後 基金の交付要綱等の発出
- 5月 目途 都道府県へ内示(※都道府県計画提出)

(注)このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更があり得る。

平成27年度計画事業の状況について

これまでの流れ

- H26. 4. 18 関係団体等へ事業提案の依頼を通知（～5/30）
- H26. 5. 19 ホームページ上にて県民向けに事業提案を公募（～7/31）
- H26. 8～ 上記に対し36団体から提案のあった89事業について関係機関、庁内各課と調整
- H27. 2 国からの事業量調査に回答
- H27. 2. 19 県高齢者保健福祉推進委員会におけるH27事業計画（案）の承認
- H27. 4. 23 県医療審議会保健医療計画評価推進部会におけるH27事業計画（案）の承認
- H27. 5. 11 県医療審議会におけるH27事業計画（案）の承認
- H27. 5. 25 国のヒアリングに出席
- H27. 7. 17 国から第1次配分額の内示（当初見込6/19）
- H27. 8. 21 国のヒアリングに出席（第2次配分関係）
- H27. 10. 26 国から第2次配分額の内示

本県要望額等に対する配分の状況（公費ベース：国費分2/3、県費分1/3）

（単位：千円、％）

| 事業区分※ | 本県要望額 | | | 当初予算計上額 (財源：基金) D | 第1次配分内示額 (7/17) E | 財源不足額 (E-D) F | 第2次配分内示額 (10/26) G | 財源不足額 (E+G-D) H |
|-------|-------------------|---------|-----------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|--------------------------|-----------------------|
| | 全体額 (H27～29) A | | うちH27執行予定額 B | | | | | |
| | うち旧国補振替 C | | | | | | | |
| I | 979,452 | 19,142 | — | 5,483 | 979,452 | — | — | — |
| II | 197,753 | 65,244 | 18,939 | 65,244 | 25,184 | ▲ 40,060 | 40,060 | 0 |
| III | 1,375,742 | 552,370 | 357,091 | 552,370 | 368,445 | ▲ 183,925 | 183,925 | 0 |
| 計 | 2,552,947 | 636,756 | 376,030 | 623,097 | 1,373,081 | ▲ 223,985 | 223,985 | 0 |

③のA・B・Dからは、一般財源で当初予算へ計上している「医師養成奨学貸付金貸与事業（354,120千円）」を除外

※基金の対象となる事業区分

- I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(病床の機能分化・連携)
- II 居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療の推進)
- III 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)

第2次配分額が内示されるまでの動き

1. 厚労省の配分方針（H27. 5. 13課長通知）
 - ・ 地域医療構想達成のため、事業区分 I への重点化（平成28年度以降も同様）
2. 厚労省からの第1次配分額の内示（H27. 7. 17事務連絡）
 - ・ 事業区分 I～III間の流用は不可
 - ・ 予算904億円のうち293億円（32％）を留保（第2次配分で割当を実施）
 - ・ 留保分は本年度後半に交付決定（都道府県の12月補正予算編成に間に合うように内示予定）
 - ・ 留保分についても上記1の方針を踏まえて配分
3. 上記2を受けた時点における本県の状況
 - ・ 事業区分 II・IIIについては、要望額を大幅に割り込む状況
 - ・ 財源の全額を基金として、6.2億円の事業費をH27当初予算に計上（財源不足額2.2億円）
 - ・ 当初予算計上分は、殆どが予算執行済み（交付決定・委託契約）又は事業着手済み
4. 上記3を受けた本県の対応
 - ・ 第2次配分において事業区分 II・IIIについても十分な配分を行うよう、他都道府県と共に緊急要望を実施（7/29全国知事会緊急要望、8/18全国衛生部長会緊急要望）
 - ・ 厚労省の都道府県ヒアリングにおいて、上記2.2億円については最低限配分が必要である旨要望（8/21）

地域医療介護総合確保基金による平成27年度計画事業一覧

事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）

(単位:千円)

| 事業名 | 事業概要 | 全体 計画額 合計 | 内示額 (1回目+2 回目の合 計) | | 担当課 | |
|---|---|-----------------|-----------------------------|-----------------------|---------|-----------------------|
| | | | うち27年度 執行予定分 | うち28年度 以降 計画予定分 | | |
| 新規 地域医療連携ICT構築事業 (H27~H29) | 病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築等を図ることができるよう設備の整備を行う。 | 583,471 | 2,160 | 581,311 | 583,471 | 医療政策課 (地域医療 担当) |
| 新規 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業 (H27~H29) | 回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟として必要な病棟の新築、増改築、改修を行う医療機関の支援を実施し、地域医療構想の推進を図る。 | 389,799 | 10,800 | 378,999 | 389,799 | 医療政策課 (地域医療 担当) |
| 新規・ 旧再生 基金 地域医療構想策定に係る調査分析 等事業 (H27) | 一般・療養病床及び脳卒中患者の実態調査を行うとともに脳卒中医療に係る連携を進めることで高度急性期から慢性期までだけでなく維持期にも渡る機能分化・連携体制を構築し、地域医療構想の達成に資する。 | 6,182 | 6,182 | 0 | 6,182 | 医療政策課 (地域医療 担当) |
| 小計 | | 979,452 | 19,142 | 960,310 | 979,452 | |

事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供に関する事業）

(単位:千円)

| 事業名 | 事業概要 | 全体 計画額 合計 | 内示額 (1回目+2 回目の合 計) | | 担当課 | |
|--|---|-----------------|-----------------------------|-----------------------|--------|--|
| | | | うち27年度 執行予定分 | うち28年度 以降 計画予定分 | | |
| 旧 国庫 補助 訪問看護推進事業 (H27) | ○訪問看護を利用しやすい環境を整え、必要な方に適切な訪問看護サービスが提供される体制を整備するため、訪問看護相談窓口を設置し、利用者とその家族や介護支援専門員などの関係者及び訪問看護事業所からの訪問看護の利用等に関する相談に対し、電話及び面談を行う。 ○訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題及び対策の検討、訪問看護に関する研修等の計画及び実施について検討する。 | 4,295 | 4,295 | 0 | 4,295 | 医療政策課 (1,775)、 高齢者福祉 課(2,520) |
| 旧 再生 基金 訪問看護師研修事業 (H27~H29) | 在宅移行を支援する看護師及び訪問看護管理者を対象に研修を行い、訪問看護師の確保及び質の向上、訪問看護ステーションの機能強化を図る。 | 4,602 | 1,534 | 3,068 | 1,534 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧 再生 基金 訪問看護実践研修事業 (H27~H29) | 大学病院の専門医療チーム(専門看護師、認定看護師含む)が、地域の医療機関・訪問看護ステーション等に対しコンサルテーションを行うことにより、在宅医療・看護技術・介護術、アセスメント能力を高めるための知識・技術の向上を図る。 | 6,366 | 2,122 | 4,244 | 2,122 | 医療政策課 (看護担当) |
| 新規 中山間地域等訪問看護師育成事業 (H27~H29) | 県立大学に寄附講座を開設し、新卒看護師及び潜在等の看護師有資格者に対し、訪問看護の研修を行うことにより中山間で勤務することのできる人材を継続的に確保・育成するシステムを構築する。 | 134,434 | 29,180 | 105,254 | 29,180 | 医療政策課 (看護担当) |
| 新規 小児在宅療養支援訪問看護師育成 事業(H27~H28) | GCU等を退院する小児の在宅移行や包括支援を行うことのできる小児訪問看護師を養成する。 | 13,990 | 6,995 | 6,995 | 6,995 | 医療政策課 (看護担当) |
| 新規 がん患者の療養場所移行調整職種 のための相互研修事業 (H27~H29) | がん患者の退院調整を行う専門職種を対象に、がん診療機関、在宅療養支援機関、緩和ケア病棟等で相互研修を実施。 | 9,180 | 3,060 | 6,120 | 3,060 | 健康対策課 (がん・企画 担当) |
| 旧 再生 基金 医療従事者レベルアップ事業 (H27~H29) | 医療従事者団体や病院等が実施する、在宅医療に係る研修に対し、講師を派遣することで、関係者に対して在宅医療への理解を促進し、よりよい退院支援や急変時の入院受入につなげる。 | 5,961 | 1,987 | 3,974 | 1,987 | 医療政策課 (地域医療 担当) |
| 旧 国庫 補助 在宅歯科医療連携室整備事業 (H27) | 病気やけがで通院が困難な方が、在宅等で、適切な歯科治療及び歯科保健医療サービスを受けられるようにするため、「在宅歯科連携室」を相談窓口として、訪問歯科診療を行う歯科医の紹介や、訪問歯科医療機器の貸し出し管理、多職種連携会議の開催等を行う。 | 3,924 | 3,924 | 0 | 3,924 | |
| 旧 国庫 補助 在宅歯科診療設備整備事業 (H27) | 県内で訪問歯科診療を実施する歯科医療機関を増加させ、ニーズが増加しつつある訪問歯科医療提供体制の充実化を図ることを目的として、国または県が指定する研修を修了した歯科医療機関に対し、訪問歯科診療を開始するにあたって必要な歯科医療機器の初期設備整備費用を補助する。 | 10,720 | 10,720 | 0 | 10,720 | 健康長寿政 策課 (よさこい健 康プラン21) |
| 新規 在宅歯科医療従事者研修事業 (H27~H29) | 主に歯科衛生士等の歯科医療従事者を対象に、口腔ケア等の実技研修等を実施し、資質向上を図る。 | 4,281 | 1,427 | 2,854 | 1,427 | |
| 小計 | | 197,753 | 65,244 | 132,509 | 65,244 | |

事業区分Ⅲ（医療従事者の確保に関する事業）

(単位:千円)

| 事業名 | 事業概要 | 全体 計画額 合計 | うち27年度 執行予定分 | うち28年度 以降 計画予定分 | 内示額 (1回目+2 回目の合 計) | 担当課 |
|---------------|---|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| | | | | | | |
| 旧 再生 基金 | 地域医療支援センター運営事業 (H27~H29) [※下記、旧国庫補助金分と重複] | 968,221 | 173,283 | 794,938 | 173,283 | 医師確保・ 育成支援課 |
| 旧 国庫 補助 | 地域医療支援センター運営事業 [※上記、再生基金事業と重複] | 9,000 | 9,000 | 0 | 9,000 | 医師確保・ 育成支援課 |
| | 医師養成奨学貸付金貸与事業 (H27) | 354,120 | 354,120 | 0 | 0 | 医師確保・ 育成支援課 |
| 旧 国庫 補助 | 産科医等確保支援事業 (H27) | 34,916 | 34,916 | 0 | 34,916 | 健康対策課 (周産期・母 子保健推進 室) |
| 旧 国庫 補助 | 新生児医療担当医確保支援事業 (H27) | 1,142 | 1,142 | 0 | 1,142 | 健康対策課 (周産期・母 子保健推進 室) |
| 新規 | 医科歯科連携推進事業 (H27~H29) | 12,549 | 4,183 | 8,366 | 4,183 | 健康長寿政 策課 (よさこい健 康プラン21) |
| 新規 | 感染症医療従事者研修事業 (H27) | 1,828 | 1,828 | 0 | 1,828 | 健康長寿政 策課 (よさこい健 康プラン21) |
| 新規 | 発達障害専門医師育成事業 (H27~H29) | 20,550 | 6,850 | 13,700 | 6,850 | 健康対策課 (感染症担 当) |
| 新規 | 救急医療従事者研修機器整備事業 (H27) | 6,333 | 6,333 | 0 | 6,333 | 障害保健福 祉課 (事業者担 当) |
| 新規 | 出前講座実施委託事業 (妊婦に対する出前講座実施事業) (H27~H29) | 3,315 | 1,105 | 2,210 | 1,105 | 健康長寿政 策課 (よさこい健 康プラン21) |
| 旧 国庫 補助 | 女性医師等就労環境改善事業 (H27) | 3,564 | 3,564 | 0 | 3,564 | 医師確保・ 育成支援課 |
| 旧 国庫 補助 | 新人看護職員研修事業 (H27) | 20,780 | 20,780 | 0 | 20,780 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧 国庫 補助 | 看護職員資質向上推進事業 (H27) | 8,036 | 8,036 | 0 | 8,036 | 医療政策課 (7,705)、 健康対策課 (331) |
| 旧 国庫 補助 | 看護職員確保対策特別事業 (H27) | 10,205 | 10,205 | 0 | 10,205 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧 国庫 補助 | 看護師等養成所運営等事業 (H27) | 123,597 | 123,597 | 0 | 123,597 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧 国庫 補助 | 看護職員の就労環境改善事業 (H27) | 684 | 684 | 0 | 684 | 医療政策課 (看護担当) |
| 新規 | 薬剤師確保対策事業 (H27~H29) | 5,555 | 1,397 | 4,158 | 1,397 | 医事薬務課 (薬事指導 担当) |
| 新規 | 特別分野実習指導者講習事業 (H27) | 300 | 300 | 0 | 300 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧 国庫 補助 | 医療勤務環境改善支援センター設 置事業 (H27) | 3,937 | 3,937 | 0 | 3,937 | 医師確保・ 育成支援課 |
| 旧 国庫 補助 | 院内保育所運営事業 (H27) | 120,024 | 120,024 | 0 | 120,024 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧 国庫 補助 | 小児救急電話相談事業 (H27) | 9,009 | 9,009 | 0 | 9,009 | 医療政策課 (救急・災害 医療担当) |
| 旧 国庫 補助 | 小児救急医療体制整備事業 (H27) | 12,197 | 12,197 | 0 | 12,197 | 医療政策課 (救急・災害 医療担当) |
| 小計 | | 1,729,862 | 906,490 | 823,372 | 552,370 | |
| 合計 | | 2,907,067 | 990,876 | 1,916,191 | 1,597,066 | |

県予算上は一般財源で確保
出来ている「医師養成奨学貸
付金貸与事業」:354,120千円
については、一般財源で対応
することとし、基金事業からは
除外したため27年度執行予

| 対象事業区分 | 全体 計画額 合計 | うち27年度 執行予定分 | うち28年度 以降 計画予定分 | 内示額 (1回目+2 回目の合 計) |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------------------|
| I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | 979,452 | 19,142 | 960,310 | 979,452 |
| II 居宅等における医療の提供に関する事業 | 197,753 | 65,244 | 132,509 | 65,244 |
| III 医療従事者の確保に関する事業 | 1,729,862 | 906,490 | 823,372 | 552,370 |
| 計 | 2,907,067 | 990,876 | 1,916,191 | 1,597,066 |

平成28年度の国配分方針について

1. 国からの事務連絡①(H28.1.18) ※各県個別

<配分方針>

- ① H27年度に引き続き、事業区分Ⅰへ重点的に配分を行うこと
- ② ①に伴い、事業区分Ⅱ・Ⅲについては、旧国庫補助事業(H27実施分)相当額を基本として配分を行うこと
(全国知事会要望を踏まえ、旧国庫補助相当分を先行して配分予定額を提示)

<本県の状況>

| | H28年度(事業区分Ⅱ・Ⅲ) | | | (参考)H27年度(事業区分Ⅱ・Ⅲ) | |
|-----|----------------|---------------|-----------|--------------------|---------|
| | 上記②の提示額 | 県予算額 | 差引 | 配分額 | 要望額 |
| 高知県 | 349,000 | 878,028 | ▲ 529,028 | 617,614 | 617,614 |
| | | 事業区分Ⅱ 118,145 | | | 65,244 |
| | | 事業区分Ⅲ 759,883 | | | 552,370 |

(単位:千円)

※基金の対象となる事業区分

- Ⅰ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(病床の機能分化・連携)
- Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業(在宅医療の推進)
- Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)

※①について(国事務連絡より)

29年度以降もこうした取組みを更に継続していく予定

※②について(国事務連絡より)

全国知事会からの要望を踏まえて、基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業相当額を基本として配分額の調整を行う(この額以上の金額での要望は可能)

(H27.7.29全国知事会から国への要望Ⅰ2(2)及び3(1))

■(略)従来の国庫補助事業からの振替事業などについては、継続実施が不可欠と考えられることから、各都道府県が必要とする事業費を確保すること。

■(略)内示を受けるまで基金規模の見通しがまったく立たないことが、円滑な基金事業の実施を図る上で大きな障害となっているため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額を定める(略)こと。

※都道府県との意見交換(1/29)における国からの説明

最終的には都道府県と十分な意見交換を行ったうえで配分額を決定

2. 国からの事務連絡②(H28.1.18)

○事業区分Ⅰについては、ハード事業に限らず次の関連ソフト事業も計上して差し支えない。

- ・地域医療構想に基づく病床機能の転換を行うために必要となる人材の確保
- ・病床の機能分化を進める上で必要となる、医療機関間の連携や医療介護連携を円滑に行うためのコーディネーターの養成・配置
- ・医療介護連携を進める上で必要となる多職種連携のための研修の実施

3. 今後の対応

- ◆上記2. を踏まえ、可能な限り事業区分Ⅱ・Ⅲから事業区分Ⅰへの移管を行う(訪問看護師の育成事業等)

地域医療介護総合確保基金による平成28年度計画事業一覧

事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）

（単位：千円）

| 事業名 | 事業概要 | 27年度 基金充当 予算額 | 28年度 基金充当 予算額 | 継続 or 新規 | 継続の場合の H27年度までの 財源 | 担当課 |
|----------------------------|--|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|-------------------|
| H27 新規 | 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業(H28～H30) | 389,799 | 369,585 | 継続 (H27～) | 新基金 | 医療政策課 (地域医療担当) |
| 旧再生 基金 (一部 H28新規) | 急性期機能分化・連携強化事業(H28) | 6,182 | 1,879 | 継続 (H27～) +新規 | ～H26:再生基金 H27～:新基金 | 医療政策課 (地域医療担当) |
| H28 新規 | 病床機能分化・連携推進等人材育成事業【事業区分②⇒①へ】(H28) | 0 | 5,990 | 新規 | — | 医療政策課 (地域医療担当) |
| H27 新規 | 中山間地域等病床機能分化・連携コーディネーター養成事業【事業区分②⇒①へ】(H28) | 29,180 | 53,120 | 継続 (H27～) | 新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| H28 新規 (旧再生 基金) | 中山間地域等訪問看護体制強化・育成事業【事業区分②⇒①へ】(H28) | 0 | 26,375 | 新規 | — | 医療政策課 (看護担当) |
| H28 新規 (旧再生 基金) | 中山間地域等医療提供体制確保対策事業【事業区分③⇒①へ】(H28) | 0 | 50,000 | 新規 | — | 医師確保・育成支援課 |
| 小 計 | | 425,161 | 506,949 | | | |

(参考)H27配分額
979,452

H28増減額
▲ 472,503

事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供に関する事業）

（単位：千円）

| 事業名 | 事業概要 | 27年度 基金充当 予算額 | 28年度 基金充当 予算額 | 継続 or 新規 | 継続の場合の H27年度までの 財源 | 担当課 |
|--------------------------|--|---------------------|---------------------|----------------|---|--------------------------|
| 旧国庫 補助 | 訪問看護推進事業(H28) | 4,295 | 280 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧再生 基金 | 訪問看護師研修事業(H28) | 1,534 | 1,536 | 継続 (H27～) | ～H26:再生基金 H27:新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧再生 基金 | 訪問看護実践研修事業(H28) | 2,122 | 2,160 | 継続 (H27～) | ～H26:再生基金 H27:新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| H27 新規 | 小児在宅療養支援訪問看護師育成事業(H28) | 6,995 | 7,200 | 継続 (H27～) | 新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| H28 新規 | 在宅医療実態調査集計分析事業(H28) | 0 | 3,514 | 新規 | — | 医療政策課 (地域医療担当) |
| H28 新規 (旧再生 基金) | 認知症初期集中支援連携体制整備事業(H28) | 0 | 4,500 | 新規 | — | 高齢者福祉課 (地域包括ケア推進担当) |
| 旧再生 基金 | 医療従事者レベルアップ事業【事業区分①⇒②へ】(H28) | 1,987 | 1,637 | 継続 (H27～) | H26:再生基金 H27:新基金 | 医療政策課 (地域医療担当) |
| H27 新規 | がん患者の療養場所移行調整職種のための相互研修事業【事業区分①⇒②へ】(H28) | 3,060 | 2,559 | 継続 (H27～) | 新基金 | 健康対策課 (がん・企画担当) |
| 旧国庫 補助 | 在宅歯科医療連携室整備事業(H28) | 3,924 | 9,274 | 継続 (H26～) | H22～H25:国費+ 再生基金 H26～H27:新基金+ 再生基金 | 健康長寿政策課 (よさこい健康プラン21) |
| 小 計 | | 23,917 | 32,660 | | | |

(参考)H27配分額
65,244

H28増減額
▲ 32,584

事業区分Ⅲ（医療従事者の確保に関する事業）

（単位：千円）

| 事業名 | 事業概要 | 27年度 基金充当 予算額 | 28年度 基金充当 予算額 | 継続 or 新規 | 継続の場合の H27年度までの 財源 | 担当課 |
|------------------------------|---|---------------------|---------------------|----------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 再基 旧国庫 補助 | 地域医療支援センター運営事業 [※下記、旧国庫補助金分と重複] 地域医療支援センター運営事業 [※上記、再生基金事業と重複] | 173,283 | 298,296 | 継続 (H26～) | 再生基金+新基金 | 医師確保・育 成支援課 |
| 旧国庫 補助 | 産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し 分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療 機関及び産科医等の確保を図る。 | 34,916 | 34,932 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 健康対策課 (周産期・母子 保健推進室) |
| 旧国庫 補助 | 医療機関におけるNICUにおいて、新生児医療に従事する医師に対して、新生児 担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇 改善を図る。 | 1,142 | 1,246 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 健康対策課 (周産期・母子 保健推進室) |
| H28 新規 (旧再 生基 金) | 災害・救急医療学講座 (寄附講座設置事業)(H28) | 0 | 20,000 | 新規 | — | 医師確保・育 成支援課 |
| H28 新規 (旧再 生基 金) | 精神科医養成事業 (地域精神医療寄付講座)(H28) | 0 | 23,000 | 新規 | — | 障害保健福祉 課 (精神保健福 祉担当) |
| H27 新規 | 発達障害専門医師育成事業 (H28) | 6,850 | 6,314 | 継続 (H27～) | H25:再生基金 H26:一財 H27:新基金 | 障害保健福祉 課 (事業者担当) |
| H28 新規 (旧再 生基 金) | JATEC研修事業 (H28) | 0 | 1,600 | 新規 | — | 医療政策課 (救急・災害医 療担当) |
| H28 新規 (旧再 生基 金) | 輪番制小児救急勤務医支援事業 (H28) | 0 | 4,000 | 新規 | — | 医療政策課 (救急・災害医 療担当) |
| H28 新規 (旧再 生基 金) | 小児救急トリアージ担当看護師設 置支援事業 (H28) | 0 | 3,561 | 新規 | — | 医療政策課 (救急・災害医 療担当) |
| 旧国庫 補助 | 女性医師等就労環境改善事業 (H28) | 3,564 | 3,953 | 継続 (H26～) | 再生基金+新基 金 | 医師確保・育 成支援課 |
| 旧国庫 補助 | 新人看護職員研修事業 (H28) | 20,780 | 15,752 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧国庫 補助 | 看護職員資質向上推進事業 (H28) | 8,036 | 6,188 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 医療政策課 (5,920)、 健康対策課 (268) |
| 旧国庫 補助 | 看護職員確保対策特別事業(H28) | 10,205 | 9,230 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧国庫 補助 | 看護師等養成所運営等事業(H28) | 123,597 | 124,883 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧国庫 補助 | 看護職員の就労環境改善事業 (H28) | 684 | 626 | | | 医療政策課 (看護担当) |
| H27 新規 | 薬剤師確保対策事業 (H28) | 1,397 | 780 | 継続 (H27～) | 新基金 | 医事業務課 (薬事指導担 当) |
| H27 新規 | 特別分野実習指導者講習事業 (H28) | 300 | 300 | 継続 (H27～) | 新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧国庫 補助 | 医療勤務環境改善支援センター設 置事業(H28) | 3,937 | 4,790 | 継続 (H27～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 医師確保・育 成支援課 |
| 旧国庫 補助 | 院内保育所運営事業(H28) | 120,024 | 121,275 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 医療政策課 (看護担当) |
| 旧国庫 補助 | 小児救急医療体制整備事業(H28) | 12,197 | 12,152 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 医療政策課 (救急・災害医 療担当) |
| 旧国庫 補助 | 小児救急電話相談事業(H28) | 9,009 | 9,005 | 継続 (H26～) | ～H25:国庫補助 H26～:新基金 | 医療政策課 (救急・災害医 療担当) |
| 小計 | | 538,921 | 709,883 | | | |

(参考)H27配分額 552,370 H28増減額 157,513

| | | | | | | |
|----|---------|-----------|--|--|--|--|
| 合計 | 987,999 | 1,249,492 | | | | |
|----|---------|-----------|--|--|--|--|

(参考)H27配分額 1,597,066 H28増減額 ▲347,574

| 対象事業区分 | H27分 | H28分 | H29執行予定 |
|-------------------------------------|---------|-----------|---------|
| I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | 425,161 | 506,949 | 0 |
| II 居宅等における医療の提供に関する事業 | 23,917 | 32,660 | 0 |
| III 医療従事者の確保に関する事業 | 538,921 | 709,883 | 0 |
| 合計 | 987,999 | 1,249,492 | 0 |



地域医療介護総合確保基金を用いた平成28年度事業【医療分】提案募集について(意見公募期間:平成27年6月19日から7月18日まで)

公開日 2015年06月19日

1 事業の題名

地域医療介護総合確保基金を用いた平成28年度事業【医療分】

2 公募する事業提案の概要

(1) 目的

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に想定されている医療需要のピークに対応できる医療提供体制を構築するために、医療法の改正による制度面での対応に併せ、在宅医療や介護サービスの充実、医療従事者の確保・養成等を目的として、消費税の増収分等を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が平成26年度に国より創設され、各都道府県において、この基金を用いた事業が実施されております。

(5 関連資料「地域医療介護総合確保基金の概要及び対象事業(例)」を参照)

本県においても、この基金を有効に活用していくために、昨年度に引き続きまして、下記により幅広く県民の皆様から事業のご提案を募集します。

(2)対象事業について

募集する対象事業は、5 関連資料の「地域医療介護総合確保基金の概要及び対象事業(例)」の1 ページ目右下にある対象事業のうち赤色で枠囲みをしている「1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「2 居宅等における医療の提供に関する事業」、「4 医療従事者の確保に関する事業」の医療を対象とした3種類となり、2 ページ目以降に各対象事業の例を記載しておりますので、ご参考ください。

3 行政手続条例に基づくものか任意のものか

任意の意見公募

4 意見公募の期間

平成27年6月19日(金)から平成27年7月18日(土)まで

5 関連資料

[地域医療介護総合確保基金の概要及び対象事業\(例\) \[PDF: 2MB\]](#)

6 資料の閲覧場所

- ・高知県ホームページ
- ・県民室(本庁舎1階)

- ・医療政策課
- ・各福祉保健所(須崎を除く)、須崎農業振興センター

7 意見の提出方法

8 様式の「事業提案様式」に必要事項をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・電子メール：131301@ken.pref.kochi.lg.jp
- ・郵送：〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県健康政策部医療政策課
- ・FAX：088-823-9137

8 様式

[事業提案様式\[DOCX：15KB\]](#)

9 意見の提出にあたっての留意点

(1) 事業開始時期

今回募集する事業は、**平成28年度から開始する事業**を対象とします。

なお、この制度は消費税を財源としており、ある程度継続される見込であることから、それ以降の事業についても、今後提案募集をしていく予定です。

(2) 記載内容

ご提案いただく内容については、**単なる問題提起や抽象的な内容ではなく、具体的に事業の内容を記載していただきますよう**お願いします。

(3) 提案事業について

ご提案いただきました事業につきましては、実現の可能性や費用対効果などを県医師会などの関係機関や県関係各課と協議を行い、**事業化の検討を行いますので、ご提案いただいた事業が事業化されるわけではないことをご了承ください。**

また、ご提案いただきました内容について、当課より個別に事業化されたかどうかを回答するものではないことにつきましても重ねてご了承ください。

(4) その他

- ・個人の場合は、氏名・住所・電話番号等の連絡先を、団体の場合は、団体名・担当者名・所在地・電話番号を記載してください。
- ・提出していただく意見は日本語に限ります。
- ・ご意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・電話による意見の受付は行っていません。

10 個人情報の利用目的

ご意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表します。

なお、氏名、住所、電話番号については、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

10 ご質問等問い合わせ先

高知県健康政策部医療政策課 地域医療担当 藤本、久米
住所：〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
電話：088-823-9625

※平成28年度事業については、別途、以下の団体に対しても事業提案を依頼。

事業提案依頼先団体 一覧

| | 機 関 名 | | 機 関 名 |
|----------|-------------------------------|-----------|-------------------------|
| 職能団体 | 高知県医師会 | 医療審議会等委員 | 高知県脳卒中医療体制検討会議 |
| | 高知県看護協会 | | 高知県在宅医療体制検討会議 |
| | 高知県薬剤師会 | | 高知県急性心筋梗塞医療体制検討会議 |
| | 高知県歯科医師会 | | 高知県糖尿病医療体制検討会議 |
| | 高知県栄養士会 | | 高知県救急医療協議会救急医療体制検討専門委員会 |
| | 高知県言語聴覚士会 | | 高知県周産期医療協議会 |
| | 高知県理学療法士協会 | | 高知県小児医療体制検討会議 |
| | 高知県作業療法士会 | | (医療審議会委員) |
| | 高知県臨床心理士会 | 家次 まり委員 | |
| | 高知県訪問看護ステーション連絡協議会 | 小田切 泰禎委員 | |
| | 日本精神科看護技術協会高知県支部 | 佐々木 香代子委員 | |
| | 高知県リハビリテーション研究会 | 筒井 典子委員 | |
| | 高知県医療ソーシャルワーカー協会 | 宮上 多加子委員 | |
| | 高知県歯科衛生士会 | 山下 元司委員 | |
| | 高知県病院薬剤師会 | 保険者団体 | |
| | 高知県臨床工学士会 | | 全国健康保険協会高知支部 |
| 高知県助産師会 | 健康保険組合連合会高知連合会 | | |
| | 高知県国民健康保険団体連合会 | | |
| 病院団体 | 日本病院会高知県支部 | 医会 | 高知県産婦人科医会 |
| | 全日本病院協会高知県支部 | | 高知県眼科医会 |
| | 高知県医療法人協会 | | 高知県精神科医会 |
| | 高知県精神科病院協会 | | 高知県小児科医会 |
| | 日本精神科病院協会高知県支部 | | 高知県内科医会 |
| | 高知県回復期リハビリテーション病棟連絡会 | | 高知県皮膚科医会 |
| | 高知県有床診療所協議会 | | 高知県整形外科医会 |
| | 高知CKD病診連携協議会 | | 高知県神経内科医会 |
| 大学 | 高知大学 | 業界団体 | 高知県製薬協会 |
| | 高知県立大学 | | 高知県医薬品登録販売者協会 |
| | 高知工科大学 | | 高知県配置薬協会 |
| | 高知学園短大 | | 高知県医薬品卸協会 |
| 公的病院 | 全国自治体病院協議会高知県支部 | 患者団体 | NPO法人 高知県難病団体連絡協議会 |
| | 日本赤十字社高知県支部 | | NPO法人 高知県がん患者会一喜会 |
| | 高知県・高知市病院企業団 | | NPO法人 高知緩和ケア協会 |
| | 独立行政法人地域医療推進機構 高知西病院 | | 乳がん術後者の会いぶき会 |
| | 独立行政法人国立病院機構高知病院 | | 患者会たらちね会 |
| | 高知県公営企業局 | | 高知県精神障害者家族会連合会 |
| | JA高知厚生連 | | |
| 市町村 | 県内全市町村 | 関係団体 | 高知県へき地医療協議会 |
| 医療審議会等委員 | 高知県医療審議会医療審議会 保健医療計画評価推進部会 | | 高知医療再生機構 |
| | 高知県医療審議会医療従事者確保推進部会 | | |
| | 高知県がん対策推進協議会 | | |

※医療審議会等委員については、会の座長に送付

平成 26 年度高知県計画に関する 事後評価

平成 2 7 年 1 1 月
高知県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

計画の事後評価にあたっては、平成27年10月27日開催の高知県医療審議会保健医療計画評価推進部会において、意見聴取を実施。

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

・特段の指摘等は無し。

2. 目標の達成状況

平成26年度高知県計画に規定する目標を再掲し、平成26年度終了時における目標の達成状況について記載。

■高知県全域（目標）

① 高知県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

高知県全域において、在宅医療の充実及び医療従事者の育成と確保の取り組みを強化するための事業を実施し、以下の目標を設定する。

※（目標値は第6期高知県保健医療計画（平成25年度～29年度）と整合性を図っている）

- ・在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院数 60か所 → 65か所
- ・県内初期臨床研修医 52人 → 60人
- ・看護師等養成奨学金貸与者の指定医療機関就業率 57% → 80%

② 計画期間

平成26年度～平成28年度

□高知県全域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ・県内初期臨床研修医：52人（平成26年度）→58人（平成27年度）
- ・看護師等養成奨学金貸与者の指定医療機関就業率：57%（平成23年度卒）
→67%（平成26年度卒）

2) 見解

- ・居宅等における医療の提供に関する事業について

訪問看護推進事業や在宅歯科に関する事業を実施することにより、地域包括ケアシステムを構築するための地域連携・多職種連携の体制整備が図られるとともに、訪問件数等の増加にもつながった。また、在宅医療を推進するため、地域における医療・介護等多職種連携のためのICT活用の体制構築を図ることが出来た。

（事業毎の達成状況等は「3. 事業の実施状況のとおり」）

- ・医療従事者の確保に関する事業

○地域医療支援センターの運営、医師養成奨学金付金、医師住宅の整備支援等の医師への支援や医師確保に関する事業を実施することにより、医師の招聘や確保を図ることが出来たとともに県内初期臨床研修医の増加にもつながった。

○看護師養成所の新設・運営や看護師に対する研修や就労環境を充実させるための様々な事業を実施することにより看護師の確保・養成につなげることが出来た。

○産科医や新生児医療に従事する医師に対する支援を実施し、処遇改善を図ること
で、産科医等の維持を図ることが出来た。

（事業毎の達成状況等は「3. 事業の実施状況のとおり」）

3) 目標の継続状況

- 平成27年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成27年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■安芸

① 安芸区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

安芸区域においては、県全域において取り組む事業を実施することから、目標値についても県全域の目標値と同様とする。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

□安芸（達成状況）

1) 目標の達成状況 及び 2) 見解

高知県全域と同様

■中央

① 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

中央区域では、県全域において取り組む事業を実施することから、目標値についても県全域の目標値と同様とする。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

□中央（達成状況）

1) 目標の達成状況 及び 2) 見解

高知県全域と同様

■高幡

① 高幡区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

高幡区域では、県全域において取り組む事業を実施することから、目標値についても県全域の目標値と同様とする。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

□高幡（達成状況）

1) 目標の達成状況 及び 2) 見解

高知県全域と同様

■幡多

① 幡多区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

幡多区域では、県全域において取り組む事業を実施することから、目標値についても県全域の目標値と同様とする。

② 計画期間

平成 26 年度～平成 28 年度

□幡多（達成状況）

1) 目標の達成状況 及び 2) 見解

高知県全域と同様

3. 事業の実施状況

平成26年度高知県計画に規定した事業について、平成26年度計画終了時における事業の実施状況を記載。

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO. 1】 訪問看護推進事業 | 【総事業費】 4,299 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護を利用しやすい環境を整え、必要な方に適切な訪問看護サービスが提供される体制を整備する ・本県の訪問看護を推進するために、訪問看護に携わる看護職員に対し、研修への参加を促すと共に、看護職員の資質向上を図る | |
| 事業の達成状況 | <p>○推進協議会：年 2 回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業の内容の検討、地域別の課題整理 ・訪問看護に関するアンケート調査の実施と分析 <p>○相互研修：23 名参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションで勤務し、経験年数の浅い看護師の学びの機会であり、さらに、医療機関から参加した看護師は、訪問看護の現状を学び、訪問看護への同行をすることにより、さらに退院支援などの必要性を学んでいる。 <p>○県全域の地域における介護サービス利用者とその家族、介護支援専門員、看護師等からの訪問看護に関する相談への対応。（128 件）</p> <p>○訪問看護ステーションに対し、運営、管理及び看護技術のコンサルテーションを行った。（県中部 11 回、西部 2 回、東部 5 回 計 18 回）</p> | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>（1）事業の有効性</p> <p>○推進協議会では、訪問看護ステーションの現状を整理、課題の検討を実施。地域連携、他職種協働の視点から訪問看護の充実に向けて取り組んだ。看護師相互研修では、医療機関に勤務する看護師と訪問看護ステーションで勤務する看護師が研修や交流を通じて、相互の看護の現状・課題や専門性の理解を深めた。</p> <p>○最後まで住み慣れた地域で生活するための在宅医療の重要性の認識を深めるとともに、訪問看護の普及を促進したと考える。</p> <p>（2）事業の効率性</p> | |

| | |
|-----|---|
| | <p>○医療機関と訪問看護ステーションの互いの看護師が、現状・課題を共有し専門性の理解を深めることは、地域包括ケアの在宅医療推進のために効率的な事業実施であった。</p> <p>○電話やブロック別のコンサルテーションによる訪問看護の利用、事業所の業務上の相談等への対応により、訪問看護を利用しやすい環境を整え、適切なサービスが提供されるよう普及の実施が効率的に行われた。</p> |
| その他 | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.2】 在宅医療・介護連携のICT連携システム構築事業 | 【総事業費】 92,949千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成27年1月～平成29年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 在宅医療・介護の質が向上する。 (利用施設数：150) | |
| 事業の達成状況 | システムを利用する予定の職能団体等からの推薦者により構成される協議会を1回及びその下の現場担当者により構成されるWGを2回開催し、システムの使い勝手や必要とされる機能などについて、協議を行い、平成27年度のシステム開発に反映を行う。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業の中で、協議会及びWGを行うことにより、医療・介護のそれぞれの職種・立場からの課題や必要な情報なども議論することが出来、共通認識の醸成を図ることが出来、在宅医療関係者間の連携が促進したと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 事業者との綿密な調整を行うことで、協議会委員等についても、幅広い層の団体による構成となったことや、予定通りの会議を開催することが出来、事業の執行が効率的に行われた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.3】 在宅歯科医療連携室整備事業 | 【総事業費】 7,408 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科医療機器貸し出し件数が 5 年間で 5 件以上増加する ・「在宅歯科連携室」稼働件数が 5 年間で 10 件以上増加する | |
| 事業の達成状況 | <p>平成 26 年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科医療機器貸し出し件数：1,383 件増加 (H25 年度 714 件→H26 年度 2,097 件) ・「在宅歯科連携室」稼働件数：24 件増加 (H25 年度 108 件→H26 年度 132 件) | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>「在宅歯科医療連携室」を通じて、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携が推進されはじめたことにより、地域における在宅歯科のニーズを歯科医療へと繋げる体制が整備され始めた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療機器を圏域ごとに整備することで効率的な執行ができたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.4】 在宅歯科診療設備整備事業 | 【総事業費】 25,466 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問歯科診療を実施する歯科医院が 5 年間で 10 件増加する ・訪問歯科診療件数が 5 年間で 10 件増加する | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問歯科診療を実施する歯科医院の件数（機器の整備件数）：17 件増加（H25 年度 16 件→H26 年度 33 件） ・訪問歯科診療件数：機器を整備した歯科医院が 17 件増加したことにより訪問件数が 5,776 件増加（H26 年度） | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>（1）事業の有効性</p> <p>県内で在宅歯科医療機器を整備し訪問歯科診療を実施する歯科医療機関が H25 年度と比較し 17 機関増加したことにより、ニーズが増加しつつある訪問歯科医療提供体制の充実化につながった。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>歯科医師会において、必要性が高い医療機関から優先順位をつけて機器を整備したことで、効率的な執行ができた。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業業 | |
| 事業名 | 【NO.5】地域医療支援センター運営事業 | 【総事業費】 469,330 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 若手医師の県内定着率の向上等により、若手医師の減少や地域・診療科間の医師の偏在を解消する | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○専門医資格の取得を目指す若手医師への支援（285 名） ○指導医資格を目指す医師への支援（18 名） ○県内外の医療機関に留学する若手医師への支援（7 名） ○県内教育連携病院（20 病院）の概要・研修プログラムの情報発信 ○新たな専門医制度に沿った初期研修プログラムのカリキュラム原案の作成 ○県外からの医師の招聘（1 名） ○県内医療機関への医師の派遣（6 名） 等 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>（1）事業の有効性</p> <p>若手医師のキャリア形成支援とともに、若手医師のキャリア形成のための研修プログラム作成や若手医師・医学生に向けたキャリア形成過程の見える化を進めることができた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>県、高知大学、県医師会及び医療関係者で組織する一般社団法人高知医療再生機構と、県内医療機関の中核的な役割を担う高知大学医学部附属病院にセンターを設置したことで効率的に事業を実施できたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|----------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.6】 県内指定医療機関医師住宅整備支援事業 | 【総事業費】 110,400 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 12 月 24 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 高知県医師養成奨学貸付金における県内指定医療機関の勤務環境の改善を促進し、各医療機関の医師の確保・定着を図る (平成 33 年度末の若手医師 (40 歳未満) 数 : 750 人) | |
| 事業の達成状況 | 県内指定医療機関が行う医師住宅整備事業の支援を行った。 補助対象 : 1 医療機関 (1 棟) | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>県奨学金指定医療機関であるとともに、県と県外大学の連携事業による派遣医師を受けて入れている地域の中核的な医療機関に対して、福利厚生面のなかでも、財政負担が大きいため遅れがちな医師住宅の整備を支援したことで、若手医師の確保・定着につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業着手前に補助事業者と十分に協議を進めたことにより、効率的に事業を実施できたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業業 | |
| 事業名 | 【NO.7】 系統的医療供給体制整備検討事業 | 【総事業費】 3,000 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 27 年 3 月 2 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 若手医師の減少や地域・診療科間の医師の偏在を解消する。 (平成 33 年度末の若手医師 (40 歳未満) 数 : 750 人) | |
| 事業の達成状況 | 地域医療構想及び地域包括ケアシステムに関する研修会を開催 参加者 : 37 医療機関 (56 名) | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>2025 年には全ての団塊世代が 75 歳以上となり、これまで以上に医療機能の分化・連携等を進めることが重要となるため、それぞれの地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進する必要がある。これに向けては、まずは自地域の現状をきちんと把握・分析することが前提となるため、病床機能報告の結果を踏まえて、医師会と関係機関が検討を進める手法について学んだ。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業着手前に補助事業者と十分に協議を進めたことにより、効率的に事業を実施できたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|----------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業業 | |
| 事業名 | 【NO.8】医師養成奨学貸付金貸与事業 | 【総事業費】 301,560 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 県内で医師が不足する地域における医師の確保に向けて、若手医師の県内定着の促進を図る。 (平成 33 年度末の若手医師 (40 歳未満) 数 : 750 人) | |
| 事業の達成状況 | 医学部学生のうち、将来高知県内の医療機関で医師として勤務する意思のある者に対して、奨学金を貸与した。 新規 : 35 名 継続 : 123 名 特に不足している診療科の医師として従事する意思のある者には修学金に加算して貸与した。 産婦人科 : 6 名 小児科 : 7 名 麻酔科 : 1 名 脳神経外科 : 2 名 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>将来高知県内の医師の不足する地域の医療機関で医師として勤務する意思のある医学生に奨学金を貸与することで、若手医師の確保を図り、地域の医師不足の解消につながることを期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>高知大学と連携することで、貸与希望者による申請から貸与決定まで効率よく事業を実施できたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.9】産科医等確保支援事業 | 【総事業費】 59,214 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 分娩手当等の支給により、産科医療機関等及び産科医の数を維持する (分娩取扱施設数：16、医師数(分娩取扱施設の医師)：41) | |
| 事業の達成状況 | 平成 26 年度においては、16 分娩取扱施設が分娩手当等の支給を行うことで、産科医療機関等及び産科医等の数の維持を図った。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により高知県全体において、分娩取扱手当等の支給が行われ、地域でお産を支える産科医等の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る一助となった。</p> <p>(2) 事業の効率性 高知県全体において、分娩取扱手当等の支給を行う分娩取扱施設を対象に事業を実施したことにより、効率的な執行ができたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.10】 新生児医療担当医確保支援事業 | 【総事業費】 1,833 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 新生児担当手当の支給により、新生児医療に従事する現状の医師数を維持する (手当を支給している医療機関の新生児医療に従事する医師数：25 人) | |
| 事業の達成状況 | 平成 26 年度においては、NICUを有する 2 医療機関が、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することで新生児医療担当医の処遇改善を図った。 | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施によりNICUにおいて、新生児医療に従事する過酷な勤務状況にある新生児担当医師の処遇改善を図る一助となった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>高知県全体において、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給するNICUを有する医療機関を対象に事業を実施したことにより、効率的な執行ができたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.11】女性医師等就労環境改善事業 | 【総事業費】 5,622 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 女性医師が安心して勤務できる環境が整備される。 | |
| 事業の達成状況 | <p>○女性復職支援に向けた広報活動 シンポジウムの開催、広報誌の作成・配布、ホームページでの情報発信</p> <p>○女性医師の復職研修支援 育児休暇から復職する女性医師の職場復職研修を支援：2名</p> <p>○病後児保育支援 病後児保育を実施する医療機関を支援：1 医療機関</p> | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 これまで産後及び育児休暇から復職する女性医師は、復職研修を実施しないケースがほとんどであったが、当該事業により、今後の医師本人及び医療機関による積極的な復職研修の実施と、これによるスムーズな復職の実現が期待できる。 また、病後児保育事業の支援により、女性医師の勤務環境の改善を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 医師のキャリア形成支援事業や医師確保対策事業を通じて県内医療機関と密接に連携している一般社団法人高知医療再生機構に当該事業を委託したことで、効率的に事業を実施できたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.12】 新人看護職員研修事業 | 【総事業費】 27,686 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 新人看護職員研修体制整備と指導者の質の向上が図られる (新人看護職員研修事業 25 施設) | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護職員推進協議会；年 2 回開催 ・新人看護職員研修事業；25 施設 ・多施設合同研修；年 5 日間、43 施設・延 374 名受講 ・新人助産師研修；年 5 日間、5 施設・延 28 名受講 ・教育担当者・実地指導者研修；年 3 日間、37 施設・延 223 名受講 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>それぞれの医療機関で新人看護職員への研修が実施されたり、少人数の医療機関では合同研修への参加により、新人看護職員が学ぶことのできる環境が整備されてきた。教育を担当する側も研修への参加により質の向上につながったと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>各医療機関で実施している新人研修と合わせて、合同研修の実施により、各医療機関での研修内容の補完や多施設の新人同士の交流という視点からも事業は効率的に実施された。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.13】看護職員資質向上推進事業 | 【総事業費】 9,487 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | <p>○がん中期研修、糖尿病中期研修、救急看護短期研修：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員のキャリアアップを支援し、質の向上が図られる <p>○看護教員継続研修、実習指導者講習会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の質の向上とともに、基礎教育の質の向上が図られる。 ・潜在看護職員復職研修：15 人が研修を修了する。 <p>○院内助産所・助産師外来助産師等研修：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内助産所または助産師外来の開設施設数が増加する (平成 28 年度末までに、院内助産所あるいは助産師外来が 1 か所以上開設できる。※現在：院内助産所 0、助産師外来 2) | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・がん中期研修：年 17 日間、8 施設、13 名受講 ・糖尿病中期研修：年 17 日間、9 施設、11 名受講 ・救急看護短期研修：年 15 日間 (5 日間/コースを 3 か所で実施)、36 施設・延 56 名受講 ・看護教員継続研修：年 9 日間 (新任期・中堅期・ベテラン期の各コース 3 日間)、13 施設・延 137 名受講 ・実習指導者講習会：年 40 日間、26 施設・48 名受講 ・助産師等研修会の実施 (1 回) <p>平成 26 年度においては、院内助産所あるいは助産師外来の開設についての増減はないが、研修会に 10 産科医療機関(助産師が外来指導を行っている医療機関)中 6 機関の出席があり、アンケートでも院内助産や助産外来の促進のために大変有意義であったと回答があり、そのうち新たに 3 医療機関について開設意向あり。</p> | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>○がん中期研修、糖尿病中期研修、救急看護短期研修は、認定看護師や大学の教授等が講師を務めることにより、臨床現場の看護者の技術や質の向上につながった。看護教員継続研修では、教員の実践指導力の維持・向上について、教員の継続的な能力開発の機会となった。実習指導者講習会では、教育方法や指導の実際を学び、教育的視点を備えた実習指導者となり学生への関わりが看護実践力を高める学習効果につながった。</p> <p>○研修会を実施することで、産科医師と助産師の協働のあり方や、開設に向けた取組などについて学び、開設に向けた意欲が高まるとともに各機関の現状や課題に</p> | |

| | |
|-----|--|
| | <p>ついて情報交換等を行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>○看護職者を育成する教員や指導者の質の向上のための研修から看護職者として自己研鑽のための研修とそれぞれが効率的に実施された。</p> <p>○高知県内全ての産科医療機関を対象として、研修会を実施したことにより、効率的な執行ができたと考える。</p> |
| その他 | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.14】 看護職員確保対策特別事業 | 【総事業費】 4,086 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・高知県の看護を考える検討委員会：看護職員確保に向けての課題の抽出ができ、対策を検討できる ・看護学生等進学就職支援事業：県内の医療機関が周知される ・看護管理者支援研修会：職場環境改善の促進が図られる | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・高知県の看護を考える検討委員会：年 3 回開催。 ・看護学生等進学就職支援事業：高知県看護職員就職ガイドの作成・配布（県内 103 病院掲載、1,150 部）や看護職員就職説明会（年 1 回、参加医療機関 61 か所、参加者 163 名）の開催。 ・看護管理者支援研修会：医療機関・介護福祉施設・訪問看護の看護責任者を対象とし、4つのレベルのコースを設け研修を実施。それぞれ 2～3 日間の研修（合計、年 10 日間実施）。延 665 名受講。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>（1）事業の有効性</p> <p>看護を考える検討委員会では、高知県内の看護職員確保に向けての課題・対策を検討。看護学生等進学就職支援事業では、就職ガイドの活用や就職説明会の開催により、県内の医療機関の周知及び看護学生等の就職希望者と医療機関のニーズのマッチングを行った。看護管理者研修では、臨床現場で管理的視点を持ち看護管理ができるようになったと考える。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>看護を考える検討会において、高知県の看護の現状課題・対策の検討が行われ、看護職員の県内定着率に関しても検討された。県内定着、県内への就職には、看護学生等への積極的な情報発信が必要であり、就職ガイドの配布や就職説明会の開催により、効率的に本事業は実施された。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|-------------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.15】 看護師等養成所運営等事業 | 【総事業費】 357,237 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 中央区域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 学校運営の経済的支援を行うことで、保健師助産師看護師法の基準を満たした適切な学生の教育環境が整備される | |
| 事業の達成状況 | 民間団体事業者 4 か所（在学生 5 2 6 名）の養成所の運営について助成し適切な学生の教育環境を整備した。 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、各 4 か所の養成所において 1 9 6 名が卒業し、うち 1 6 8 名が国家試験に合格、1 1 9 名が県内への就職となった。卒業生における国家試験合格率は 8 割を超えており養成所の教育環境が整備されていると考える。</p> <p>（2）事業の効率性 本事業の助成により、養成所の教育環境を整備し、より資質の高い医療従事者の確保を目的に事業者は一年間を通して効率的に実施したと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.16】 看護師等養成所初度設備整備事業 | 【総事業費】 31,888 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 中央区域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 8 月 5 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 看護師等養成所の運営に関する指導要領で定められている機械器具、標本、模型及び図書が 2 新設校において整備される | |
| 事業の達成状況 | 対象養成所 2 校（入学者 83 名） | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所を開設し運営するうえで必要な教材及び図書の整備を県内新設 2 校に助成し、教育環境の整備を行うことで入学者は 83 名となった。</p> <p>(2) 事業の効率性 看護師等養成所の開設に向け、対象事業者と打ち合わせすることで予定通りに事業が効率的に実施されたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|---|-------------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.17】 看護師等養成所施設整備事業 | 【総事業費】 422,173 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 中央区域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 8 月 5 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 保健師助産師看護師法で定められている基準を満たした学習環境が 2 新設校において整備される | |
| 事業の達成状況 | 対象養成所 2 校（入学者 8 3 名） | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所を開設するうえで必要な設備整備を県内新設 2 校に助成し、教育環境の整備を行うことで県内の医療従事者の確保に一定効果をあげ、新設された養成所への入学者は 8 3 名となった。</p> <p>(2) 事業の効率性 「看護師等養成所初度設備整備事業」と並行し実施することでより資質の高い医療従事者の確保及び育成に対し本事業は効率的に実施されたと考える。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.18】 看護職員の就労環境改善事業 | 【総事業費】 684 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 6 施設の勤務環境改善が図られる。 | |
| 事業の達成状況 | <p>・ 6 施設に対してアドバイザーを派遣し、助言や出前講座の実施。 (看護教育体制の整備への支援、副看護部長の育成と施設の勤務環境改善支援、看護部体制整備と勤務表作成について、夜勤体制整備、各委員会の活動支援・看護部組織について、看護職員の確保と体制整備、在宅意向を考えた看護部体制整備について)</p> | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 看護部の体制整備や離職防止・看護師確保対策への助言について、アドバイザーが介入することにより、改善・WLB への取り組み支援に繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性 各施設の課題や対応策もさまざまであり、アドバイザーと医療機関の看護部の調整で対応している。施設によっては、アドバイザーが毎月訪問し、書類の確認や意見交換を行う場合もあれば、時々メールでのアドバイス等も行っているケースもある。 各医療機関の看護部が、自由に相談でき、勤務環境の改善に取り組める環境が整備され、離職率の低下につながればよいと考えられる。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|-------------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.19】 院内保育所運営事業 | 【総事業費】 333,931 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育が確保される (平成 26 年度補助施設 22 か所) | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的医療機関事業者 2 か所：延 2 6 7 名／年 ・ 民間医療機関事業者 2 0 か所：延 2, 8 6 7 名／年 ・ 合計医療機関事業者 2 2 か所：延 3, 1 3 4 名／年の保育を実施 | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性</p> <p>院内保育施設運営について助成することにより、認可保育では対応しきれない医療機関の勤務時間への対応ができ、医療従事者の離職防止及び再就職を促進するとともに、資質の高い医療従事者の確保に一定効果をあげているものとする。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>一年間を通しての事業となるため、一定効率を保ち各事業者が事業目的を達成できたとする。</p> | |
| その他 | | |

| | | |
|------------|--|---------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.20】小児救急医療体制整備事業 | 【総事業費】 16,914 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 中央区域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・小児科病院群輪番制を維持する ・輪番病院の深夜帯受診者を一日当たり 7 人以下にする ・輪番病院等の医師数を増やしていく (H25: 輪番病院全体勤務医数 38 人) | |
| 事業の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・小児科病院群輪番制を維持できた ・輪番病院の深夜帯受診者が一日当たり人 6.4 人になった (H26) | |
| 事業の有効性・効率性 | <p>(1) 事業の有効性 小児科病院群輪番制病院を維持し、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療確保ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 市町村が行う小児科病院群輪番制の運営支援に対して補助を行うことにより、効率的な執行ができたと考える。</p> | |
| その他 | 小児救急医療患者の二次救急医療提供体制の維持のためには、二次輪番体制を構築する病院への支援の他に、小児救急患者を減らすため、積極的な啓発を併せて行っていく必要がある。 | |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 事業の区分 | 3. 医療従事者の確保に関する事業 | |
| 事業名 | 【NO.21】小児救急電話相談事業 | 【総事業費】 8,602 千円 |
| 事業の対象となる区域 | 県全域 | |
| 事業の期間 | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了 | |
| 事業の目標 | 小児救急医療の適正受診が図られる ・小児科病院群輪番病院の 1 日当たり受診者数を 7 人以下にする | |
| 事業の達成状況 | 小児救急医療の適正受診が図られた。 ・小児科病院群輪番制病院の 1 日当たり受診者数が 6.4 人となった(H26) | |
| 事業の有効性と効率性 | <p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、高知県全域において、小児救急医療の適正受診が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 夜間に保護者からの小児医療相談を看護師が行うことによって、保護者の小児医療に関する知識を深め、受診の抑制が効率的に行われた。</p> | |
| その他 | | |